

第 1 7 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和 5 年 7 月 1 4 日（金） 午後 1 時 5 0 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ～ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 令和 5 年 7 月 1 4 日（金） 午後 2 時 0 8 分

4. 出席委員（1 人）の番号及び氏名

1 番 鈴 木 照 子	2 番 成 田 春 光	3 番 高 橋 洋 美	4 番 棟 方 廣 光
5 番 田 村 昭 弘	6 番 菊 池 俊 輔	7 番 辞 職	8 番 佐 藤 勝 利
9 番 三 浦 大 俊	10 番 長 内 悟	11 番 秋 庭 礼 子	12 番 瓜 田 良 一
13 番 貴 田 徳 正	14 番 一 戸 辰 美	15 番 瀬 戸 弘 之	16 番 川 村 博 行
17 番 下 山 勝 源			

5. 欠席委員（2 人）

2 番成田春光
 1 0 番長内悟

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
 第 2 参与及び書記の任命
 第 3 議案第 6 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第 6 5 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 報告第 3 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 報告第 4 0 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
 報告第 4 1 号 令和 5 年度予算について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐 藤 一 人	事務局次長 鈴 木 秀 樹	総括主幹 貴 田 尚 人	主事 蒔 苗 一 輝
--------------	---------------	--------------	------------

8. 会議の概要

開会 午後 1 時 5 0 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議 長 只今の出席委員は 1 4 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 1 7 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 直ちに本日の会議を開きます。
 議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、
 3 番高橋洋美委員と、4 番棟方廣光委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局長、
 鈴木次長、書記には貴田総括主幹、蒔苗主事を任命します。
 会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
 本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

議 長 それでは議案の審議に入りますが、議案第 6 4 号から議案第 6 5 号まで一括議題とし、順次審議に
 入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず、最初に議案第64号の審議に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
3番高橋洋美委員。

高橋委員 はい、3番高橋です。それでは、報告いたします。
去る7月6日、菊池俊輔委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が2件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項6号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議 長 それでは、議案第64号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第64号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件は2件です。No.1 No.2については、普通売買が1件、贈与が1件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議 長 ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第65号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第65号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は6件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
それでは、表決に入ります。議案第64号から議案第65号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第39号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第39号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書

を受理したので報告する。

No.1 からNo.6 について、双方合意により解約した旨の通知がありました。
合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。
次に報告第40号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第40号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1 からNo.5 については、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので質問を打ち切ります。
次に報告第41号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第41号令和5年度予算について。
令和5年度鶴田町農業委員会関係当初予算について、今年度の各合計を読み上げます。
1歳入合計1,007万5千円、2歳出(1)農業委員会費合計869万6千円、(2)農業者年金受
託事業費合計7万6千円、(3)農地売買等事業費合計6万6千円、(4)農地中間管理事業費合計24
8万9千円、(5)機構集積協力金等交付金事業費合計100万円となっています。
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後1時59分)

【暫時休憩】

議 長 再会します。(午後2時07分)

議 長 本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第17回鶴田町農業委員会総会
を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後2時08分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名
する。

令和5年7月14日

議 長

委 員

委 員
